

第35回鹿児島市都市計画審議会

議事概要

日 時 : 平成21年1月9日(金)

14:00~14:55

場 所 : 市役所東別館9階 特別中会議室

第35回鹿児島市都市計画審議会議事概要

1 出席委員（15名）

宮廻会長、米永委員、上入來委員、藤田委員、三嶽委員、西委員、平山委員、高木委員、緒方委員（代理）、徳永委員、内委員（代理）、中村委員、有山委員、吉元委員、宮竹委員

2 議案

議案第1号 産業廃棄物処理施設の用途に供する工作物の敷地の位置について

3 審議結果

提案どおり異議なし

4 議事概要（○委員 ●担当課）

- 脱水後の堆肥化について、申請理由書では「他社に搬出する予定」とあるが、参考資料では「一部自社堆肥化施設へ搬入する」となっている。この違いは何か。
- 既存の脱水処理施設が1台あり、これの堆肥化処理は自社の施設で行い、新たに設置する4台の脱水処理施設での処理後の堆肥化は、他社の施設で対応する違いである。
- 今回の場所は、周辺に県や市の施設、民間の施設等があり、長い間悪臭があるとされている。参考資料では、民間施設の夜間勤務者の臭気についての苦情に対して、脱水施設自体からの臭気発生は殆どないことやその他の対策を行うことで了解を得たとなっているが、今回の臭気問題とこれまでの臭気問題とはどう理解すればよいのか。
- 臭気については、法律上は敷地の境界で計測することから問題はないが、過去に既存の堆肥化施設からの臭気があったため、エアカーテンの設置や出入口の同時開閉を行わない等の対応を行ってきた。また、最近は臭気を抑える菌など新たな技術もあることから、それらも試験的に使用し対応を行っており、今後も元から臭気を断つことができないかなど研究していきたいとのことである。
- 法的に問題がなくても、いつも臭い状況ではないのか。環境サイドはどう考えるのか。
- 近隣の事業所からも悪臭について市に相談があり、それを契機に改善してもらっている。市としても立入検査を実施しており、特に問題はない。
- 臭気については、どこからの臭いというのが明確に分からない状況だと思う。市の施設から臭いを出しているのではないかとする人もいる。法的基準を守ることは当たり前のことであり、それ以上に色々な配慮が必要で、改善の場合はできるだけ努力していただきたい。
- 改めて事業所へ既存施設を含め努力するよう伝える。
- 脱水施設からの臭気はないとなっているが、どの段階で臭気があるのか。

- 汚泥をでんぷん工場から密閉されたタンクローリーで運び沈砂槽に入れるが、パイプを繋いで対応するため、ほとんど臭気はないが、脱水汚泥はわずかに臭いがある。
- 臭いを発生させるのは堆肥化施設ということか。
- そのとおりである。
- 臭気というものは阻止することができない。基準はクリアするが、人によっても感じ方が違うので、技術的に緩和する手法を考えなければならない。
- 県内の廃業するでんぷん工場の汚泥は、サニタリーで処理することになるのか。
- 全てサニタリーで処理するかどうかは分からないが、汚泥脱水処理を行っている施設は市内に3箇所あり、他の2箇所の処理能力は小さい状況である。
- 焼酎粕の処理は、海洋投棄が禁止されていて問題はないが、いもでんぷんに係る汚泥の処理については、堆肥化しかないと考えられている。
堆肥化するためには莫大な金がかかり、成果品に転嫁できない状況からメーカーは非常に困っているというのが実態である。